

ふるさと納税の返礼品協力事業者募集！

町では、町外在住の方から1万円以上のふるさと納税をいただいた場合に、感謝の気持ちを込めて返礼品を送付しています。

7月から「楽天ふるさと納税」に加え、「ふるさとチョイス」及び「わが街ふるさと納税」の3つのポータルサイトを活用したことにより小川町への寄附件数も増加しており、さらなる返礼品の拡充のため、返礼品協力事業者を募集します。

募集する返礼品（商品・サービス等）

町の魅力を伝えることができる商品・サービス等であることが要件です。商品だけではなく食事券や体験型サービス・施設利用券等も募集しています。詳しくは町HPのふるさと納税ページの「返礼品一覧」及び「小川町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領」をご確認ください。

協力事業者のメリット

- (1) 「楽天ふるさと納税」、「ふるさとチョイス」及び「わが街ふるさと納税」に返礼品の画像、説明、協力事業者名等を掲載します。
- (2) パンフレット等に返礼品等の画像、説明、協力事業者名等を掲載する場合があります。
- (3) 返礼品発送時に、協力事業者のパンフレット等を同封していただくことで販売促進、PRが可能です。
- (4) 返礼品の配送料については、町が負担します。

申込方法等

申込みは、随時（月～金：午前8時30分～午後5時15分、祝日を除く）受け付けています。町HPのふるさと納税ページの「小川町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領」をご確認のうえ、「小川町ふるさと納税返礼品協力事業者申込書」を下記担当までメール・郵送・持参にてご提出ください。また、ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

寄附金の活用について

町では、ふるさと納税による寄附金を魅力あるまちづくりを行うための事業に活用しています。新たな返礼品の追加を行うことで、町の魅力発信とまちづくりを行うための貴重な財源を確保することに繋がります。ご協力をお願いします。

これまでに寄附金を活用して行った事例



図書館に障害児向けコーナーを設置



中学校音楽室へ新しいピアノを購入



町立保育園へエアコンを導入



栃本親水公園に遊具を整備

問合せ 政策推進課 財政担当 ☎☎222

平成31年版埼玉県民手帳発売中！

販売期間 12月14日（金）まで

手帳規格 14cm×9cm

表紙色 ●ブラック：月間スケジュール欄は横罫式 ●グレイッシュブルー：月間スケジュール欄は升目式

価格 税込み500円

頒布場所 総務課（役場2階）

※埼玉県統計相談室（県庁第2庁舎）、埼玉県県民活動総合センター、埼玉県物産観光館そびあ、一部の書店・コンビニ・ホームセンターでも販売します。詳細は、県HPをご覧ください。

問合せ 総務課 広報広聴担当 ☎☎215 埼玉県統計協会 ☎048-830-2330

国民年金からのお知らせ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。平成30年1月から12月までに納付した保険料が対象です。過去の年分や追納された保険料も含まれます。

平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、平成30年10月1日から12月31日までの間にはじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のハガキに表示されている番号にお問合せください。

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2657、町民課 戸籍年金担当 ☎☎146

町有地売却のご案内

下記の町有地を売却します。町のHPまたは窓口で配布する資料をよくご確認のうえ、お申込みください。売却方法は入札となります。最低売却価格以上で、一番高い価格の札を入れた方に売却します。

売却物件

土地の表示：小川町大字大塚字小峯569-3 台帳地目：雑種地 面積（㎡）：1,504.52（実測）

用途地域等：市街化区域 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%・容積率150%）

※最低売却価格、申込期間等の詳細は町のHPまたは窓口で配布する資料をご確認ください。

※売却物件の重要事項等ご確認のうえ、お申込みください。

申込み・問合せ 政策推進課 財契約担当（2階3番窓口）☎☎223

「年末調整説明会」開催のお知らせ

東松山税務署では、給与の支払がある事業者（法人及び個人）の方に対して、「平成30年分の給与所得者に係る年末調整説明会」を開催します。

期日	時間	対象	場所
11月19日（月）	午前10時～正午	東松山市、川島町、吉見町、鳩山町	東松山市民文化センターホール （東松山市六軒町5-2）
	午後2時～4時	小川町、東松山市、滑川町、嵐山町、ときがわ町	

※指定された時間に出席できない場合には、他の時間に出席することが可能です。

問合せ 東松山税務署 ☎22-0990（自動音声案内「2」を選んでください）